

# 工学院大学電気電子情報同窓会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は工学院大学電気電子情報同窓会と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦と学術の研究開発を図り、別表1に定める学科の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は本部を工学院大学校友会事務室に置く。支部の必要を認めた場合、支部を便宜の各地に置く。但し支部についての規約は別に定める。

第4条 本会則の変更は評議員会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

## 第2章 事業

第5条 本会は第2条の目的を達成するために下記の事業を行なう。

- (1) 会報および会員名簿の刊行
- (2) 会員相互の連絡
- (3) 母校との連結
- (4) 学術の研究、工業発展に必要な研究調査、発表またはその奨励
- (5) 学校に在籍する学生の学修活動の助成
- (6) その他必要と認めた事業

## 第3章 会員

第6条 会員を正会員、学生会員、特別会員の3種とする。

第7条 正会員は次の通りとする。

2 工手学校、工学院、工学院工業専門学校の電気系学科卒業生のうち申請のあった者。

3 別表1に定める学科を卒業した者

4 別表2に定める学科を卒業した者

5 別表2に定める学科に学籍を置いたもので正会員3名以上の紹介により、理事会において適当と認められた者

第8条 学生会員は別表1に定める学科に在籍する学生とする。

第9条 特別会員は別表1に定める学科の現専任教員とする。なお、同学現旧職員中本会に関係の深い者で理事会の推薦した者も含める。

## 第4章 役員

第10条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
理事	15名
評議員	若干名
参与	若干名
監査	2名
顧問	若干名

第11条 会長、副会長、理事、監査は評議員会で正会員から選出し、総会の承認を得るものとする。

参与は特別会員の中から会長が委嘱する。

顧問は本会役員経験者の中から会長が委嘱する。

評議員は立候補者を含めて、前期評議員会で正会員の中から選出し、次期総会の承認を得るものとする。

第12条 役員の任期は3年とし、留任は妨げない。但し、会長は3期9年を限度とする。

第13条 会長は本会を代表して会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を交代する。参与および顧問は会長の諮問に応ずる。監査は会務を調査し、総会ではその結果を報告する義務を負う。理事会は会長が召集する。

理事会は会長、副会長、理事で構成し、予算、決算および重要事項を評議し会務を処理する。評議員会は評議員で構成し、予算、決算を審議議決し、その他の重要事項に関して会務に参加する。

第14条 理事会は理事会構成員の2/3以上の出席をもって成立し、評議員会は評議員の1/2以上の出席をもって成立する。これら役員会の議決は多数決による。但し、評議員会の成立要件の出席者数に委任状を認めるものとする。

## 第5章 総会

第15条 総会は会長が招集し、毎年4月30日またはその前後に原則として母校において開催する。臨時総会は必要に応じて開くことができる。

第16条 総会における承認および協議事項

(1) 役員の承認

(2) 予算および決算

- (3) 財産の管理および処分
- (4) 諸規則の制定、会則の改廃
- (5) その他本会の目的を達成するための事項

第17条 総会提出議案は総会の1ヶ月前までに本部に通知する。但し、議案提出者は総会に出席して説明することを原則とする。緊急動議は総会の承認があれば議題とすることができる。

第18条 総会の議決は多数決による。

## 第6章 会計

第19条 正会員、学生会員は別に定める会費規定により会費を納付することを義務とする。

第20条 会計を通常会計と特別会計に分ける。通常会計は会費で支弁する。特別会計は基本金として指定寄付金および特別会員その他からの寄付金を繰入れる。但し基本金の利子は通常会計に繰入れることが出来る。

第21条 基本金は総会の議決を経ずして使用することは出来ない。

第22条 基本金保管方法は理事会の承認を得て確実な銀行に預け入れをする。又は国公債、公共性の強い社債に換え保管するものとする。

第23条 会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終る。

第24条 毎年度予算、決算は会報により公示する。

## 附 則

第1条 本会則は昭和41年4月1日より発効するものとする。

第2条 会長、副会長、理事は昭和43年3月31日までの間、特別会員中からも選出することが出来る。

第3条 本会の会員は工学院大学校友会に加入することが出来る。

第4条 昭和43年5月11日一部改正

第5条 昭和46年6月19日一部改正

第6条 昭和47年7月1日一部改正

第7条 昭和54年4月1日一部改正

第8条 昭和57年6月5日一部改正

第9条 昭和60年5月18日一部改正

第10条 昭和60年度の役員は任期を1年とする。

第11条 平成4年5月24日一部改正

第12条 平成7年5月28日一部改正

- 第 13 条 平成 9 年 5 月 25 日 一部改正  
第 14 条 平成 21 年 5 月 31 日 一部改正  
第 15 条 平成 22 年 5 月 30 日 一部改正

別表 1（第 2 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条関係）平成 14 年度から適用

工学院大学工学部第 1 部電気システム工学科
工学院大学工学部第 1 部情報通信工学科
工学院大学情報学部コンピュータ科学科
工学院大学情報学部情報デザイン学科
工学院大学大学院工学研究科電気・電子工学専攻
工学院大学大学院工学研究科情報学専攻
工学院大学工学部第 2 部情報通信メディア工学科

別表 2（第 7 条関係）平成 13 年度まで適用

工学院大学短期大学部電気科（夜間）
工学院大学短期大学部電気工学科（夜間）
工学院大学第 1 部電気工学科
工学院大学第 2 部電気工学科
工学院大学工学専攻科電気工学専攻
工学院大学第 1 部電子工学科
工学院大学大学院工学研究科電気工学専攻
工学院大学第 1 部情報工学科
工学院大学第 2 部電気電子情報工学科

## 電気電子情報同窓会会費および経費に関する規約

### 第1条 会則第19条に定める会費の入会金および会費について

- (1) 会則第7条に定める正会員は入会金4,000円、会費6,000円を支払うことにより永久会員としての資格を有する。
- (2) 会則第8条に定める学生会員は在学中会費規約第1条1項に定める入学金および会費を分割納入し、卒業と同時に永久会員としての資格を有することを原則とする。

### 第2条 入会金、会費の支弁について

- (1) 正会員の入会金、会費は手続、連絡に関する費用、会報および定期総会の運営費に充当する。
- (2) 学生会員の分割支払金は正会員になるまで本会で保管する。

### 第3条 運営上の徴収金に関して

- (1) 本会で発行する会報以外の刊行物については実費を徴収する。
- (2) 本会で行なう親睦会、研究会等に要する費用はその都度徴収する。

### 第4条 本規約の変更は理事会、および評議員会の審議、議決を経て総会の承認を得なければならない。

## 附 則

第1条 本規約は電気同窓会発足と同時に発効する。

第2条 昭和43年2月1日一部改正

第3条 昭和49年12月7日一部改正

第4条 平成9年5月25日一部改正